

<主治医先生へのお願い>

(この内容は2010年1月1日から2010年12月31日まで有効)

(財) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

先生におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃は(財) 日本水泳連盟所属の競技者を御診療いただき誠にありがとうございます。さて、本伏持参の競技者は、**ドーピング検査を受ける可能性のある競技者**であることから、以下の点を御考慮いただけたら幸いです。**2010年1月1日から治療目的使用に係る除外措置(TUE)の規則に若干変更**があります。日本水泳連盟ホームページ(<http://www.swim.or.jp>)上の「(財) 日本水泳連盟所属競技者 TUE ガイド」も御参照の上、御対応のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ① ドーピング検査において、「世界アンチ・ドーピング規程国際基準2010年禁止リスト」の「禁止される物質と方法」の使用が明らかになりますと、それが医学的に妥当なものであっても、競技者は失格および資格停止などの処分を受けることになります。「2010年禁止表国際基準」は日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のホームページ(<http://www.anti-doping.or.jp>)より入手可能です。
- ② 2010年1月1日からの主要な変更点：総合感冒薬に含まれることの多い、興奮薬の**プソイドエフェドリン(尿中閾値150 μ g/mL以上)が禁止物質**になりました。2004年から2009年までは監視プログラムに掲載されていましたが、特定の濃度においてプソイドエフェドリンが運動能力向上効果を示す科学的事実があるためです。
- ③ 使用可能な病院処方薬の例を以下に示します。
 - <感冒薬>PL 顆粒、ダーゼン、トランサミン、ムコダイン、アストミン、メジコン、リン酸コデイン、イソジンガーグル
 - <鎮痛薬>カロナール、ブルフェン、インダシン、ロキソニン、ボルタレン、ロルカム、
 - <胃腸薬>アルサルミン、ケルナック、SM散、タガメット、ガスター、パリエット、タケプロン、ブスコパン、ナウゼリン、プリンペラン、ロペミン、タンナルビン、ラックビー、ピオフェルミン、酸化マグネシウム、プルゼニド
 - <抗アレルギー薬>インタール、ザジテン、アレジオン、アレグラ、ポララミン、オノン、シングレア
 - <抗生物質>サワシリン、パンスポリン、セフゾン、フロモックス、クラリス、クラビット、ホスミン、ネオイスコチン
 - <気管支喘息治療薬:下記⑤を参照>ベネトリン(吸入のみ可、**内服は不可**)、サルタノールインヘラー、フルタイド、アドエアディスカス
 - <その他>タミフル、フェロミア、メチコバル、トラベルミン、ミオナール、テルネリン、テオドール、ドオルトン、チラージンS、メルカゾール、プロパジール、リンデロンVG軟膏(軟膏に限り使用可能)、ケナログ軟膏(上記以外にも使用可能な医薬品はあります)
- ④ 治療のために禁止物質を使用する必要がある場合は、**治療目的使用に係る除外措置(TUE)申請書の記載**をお願いします。「(財) 日本水泳連盟所属競技者TUEガイド」、JADAホームページ(<http://www.anti-doping.or.jp>)内にある「医師のためのTUE申請ガイドブック」を参照下さい。また、2009年12月発売の気管支喘息治療薬「シムビコートタービュヘイラー(ホルモテロールとステロイドの配合剤)」の吸入では選手のレベルによりTUE申請が必要となりますのでご注意下さい。
- ⑤ TUE申請した薬物や、TUE申請の必要が無くなった特定のベータ2作用薬の吸入(サルブタモール、サロメテロール)、糖質コルチコイドの非全身的使用(関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外、皮内注射および吸入)の場合は、診断名、使用物質(薬物)名、使用量、医師の氏名と連絡先を競技者自身が検査時の公式記録書に記載する必要があります(**選手のレベルによっては使用宣言書の申請も必要**(「(財) 日本水泳連盟所属競技者TUEガイド」参照))。また、その他の使用物質(薬物)については、使用物質(薬物)名と使用量を公式記録書に記載する必要があります。それらの事項を競技者に伝えていただくようよろしくお願い申し上げます。